

地区形審判員養成講習会の実施要項

1 目的

我が国の最高の形審判員資格である地区形審判員の受審者に指定形の評価等について研修の機会を設け、もって形審判員としての専門的知識・技能等の向上を図る。

2 期日 令和5年12月3日(日)

3 会場

〒062-0905

札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 道立総合体育センター(北海きたえーる剣道場)

4 参加対象

1) 地区形審判員(B級)を受審する予定の者

(1) 公認5段以上(推薦段位を除く)・満30歳以上

(2) 都道府県形審判員有資格者~~-(取得後3年以上)-~~

(3) 地区組手審判員有資格者・公認コーチ2以上の資格保持者 **※期限切れは対象外**

2) 地区形審判員(A級)を受審する予定の者

(1) 公認5段以上(推薦段位を除く)・満30歳以上

(2) 地区形審判員審査B級保持者

(3) 地区組手審判員有資格者・公認コーチ2以上の資格保持者 **※期限切れは対象外**

(4) 地区形審判員B級取得時に養成講習会を受講していない者(令和4年度以降は必須)

5 受講料 8,000円(コーチ1・2更新講習会と同時受講の場合は免除)

***申込書はそれぞれ必要となります。**

6 日程 別紙参照(講習時間は4~6時間以内で実施のこと)

7 講習内容

形競技規定の講習、第一指定形の講習、形評価の講習

8. 申込手続き

(申込先) 北海道空手道連盟 shinpan@karate-hokkaido.jp

(振込先) 北洋銀行 豊平支店 【普通】1316198

9 申込期限 令和5年11月10日(金) 必着(締切後は一切受け付けません)

10 携帯品 空手着、競技規定、筆記用具、空手道手帳等

11 服装 審判員の服装

12 注意事項

(1) 全課程を修了しなければ修了書は発行できない。

(2) 令和4年度以降に地区形A級またはB級審判員を受審予定者は必ず本講習会を受講すること。未受講者は受審できない。

(3) **受講修了書の有効期間は永年とする。**

(4) 3級資格審査員は、令和5年度までに地区形審判員養成講習会を受講し、令和7年度から地区形審判A級取得が義務付けられる。

(5) 今後、地区形新規を取得予定の方も受講可能です。(養成講習は5年間有効)

(6) 受講修了書の有効期限は永年だが、3年間のうちに1科目でも合格しなかった場合は再度すべての科目を受審すること。